

令和6年 第11回須賀川市農業委員会総会議事録

令和6年第11回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 令和6年11月6日（水）
- 2 招集通知日 令和6年11月6日（水）
- 3 招集日時 令和6年11月20日（水）午後1時30分
- 4 招集場所 市役所 4階大会議室A・B
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員（19名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	森合 重義	2	関口 明夫	3	古川 修一	4	塩田 静生
5	五十嵐 一	6	渡邊 聖一	7	吉田 和男	8	関根 隆二
9	村上 節夫	10	関根 久之	11	和田 博文	12	根本 芳一
13	松川美智夫	14	鈴木 昌宏	15	佐藤 秀和	16	橋本 孝一
17	五輪 博行	18	名城 昇	19	三島木 修		

- 6 欠席農業委員 0名
- 7 出席を要請した農地利用最適化推進委員 8名

担当地域名	氏名	担当地域名	氏名	担当地域名	氏名	担当地域名	氏名
須・浜	小林 一仁	須・浜	有我 康志	小塩江	海野 富弘	大東	加藤 正直
長沼	半澤 修	長沼	藤田 良二	岩瀬	矢部 幸雄	岩瀬	中原 利保

- 8 欠席農地利用最適化推進委員 1名（海野富弘委員）
- 9 職務のため会議場に出席した事務局職員の職・氏名

農業委員会	事務局 長	岡田 充生
	農政係 長	吉田 奈津子
	農地係 長	有我 宏和
	主 任	鈴木 貴紀
経済環境部農政課	主 事	増田 佳祐

10 議 案

議案第46号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について

議案第47号 農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について

- 議案第 48 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について
議案第 49 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について
議案第 50 号 遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について
議案第 51 号 令和 6 年度農地利用状況調査結果に基づく非農地判断について
報告第 33 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について

11 その他

12 開 会 (午後 1 時 3 0 分)

13 挨拶 農業委員会 会長 和田 博文

15 進 行

須賀川市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長に和田博文農業委員会会長が
就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第 6 条の規定により
本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推進委員の出席委員数も報告
した。

議事録署名委員には、議席番号 1 6 番 橋本孝一農業委員と 1 7 番 五輪博行農業委員
を指名した。

16 議 事

審議内容 別添のとおり。

17 閉 会 (午後 2 時 1 5 分)

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実に相違な
いことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

令和 6 年 1 1 月 2 0 日

須賀川市農業委員会

会 長 (議 長) 和田 博文

議事録署名農業委員 橋本 孝一

議事録署名農業委員 五輪 博行

<別紙> 審議内容

令和6年 第11回総会

令和6年11月20日(水)

議長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第46号「農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 吉田係長 概略説明。農政課 増田主事 説明。

議長 只今、説明がありました第46号について、質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第46号「農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第46号「農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について」は計画どおり議決し、決定することといたします。

次に、議案第47号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 有我係長 説明。

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。受理番号第87号から90号までを矢部推進委員願います。

矢部推進委員 受理番号第87号から90号についてご説明申し上げます。

11月13日に佐藤農業委員、渡邊農業員と私、譲受会社の社員の4人で現地調査を行いました。

譲渡人は不参加でしたが、現地は原野化した遊休農地となっております。譲受会社の説明ですと牧草を作付し、牛を放牧する予定とのことで遊休農地の解消にもなるとのこと。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続いて、受理番号第91号と92号を渡邊農業委員願います。

渡邊農業委員 受理番号第91号と92号についてご説明申し上げます。

11月11日に譲受人の作業倉庫を訪問して内容確認を行いました。

91号につきましては、譲受人の圃場が隣接してあるが、道路からの進入路が狭く、苦慮しており進入路を確保するための申請となります。受理番号92号は

91号の隣接地ですが、譲受人の作業倉庫に入り込んだ一角を占めています。よって、今回の申請は農業機械の進入路確保と、土地区画の集積集約化の観点から面積に多少差はあるが、両者話し合いの結果合意を得ているため問題はないものと判断されます。委員の皆さまのご審議をよろしく願います。

議長 続いて、受理番号第93号を加藤推進委員お願いします。

加藤推進委員 受理番号93号についてご説明申し上げます。

11月10日に関根農業委員と現地調査を行いました。

譲渡人と譲受人は親子関係にあり、譲渡人は高齢で農業経営が出来ないため、息子の譲受人に経営移譲となりました。自宅も隣にあり、農業機械も全てそろっておりますので、問題ないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしく願います。

議長 続いて、受理番号第94号を藤田推進委員お願いします。

藤田推進委員 受理番号94号についてご説明申し上げます。

11月17日に五十嵐農業委員、私、譲渡人、譲受人、司法書士法人社員と現地調査を行いました。

現地は譲渡人の実家であり、現在は市外に居住しているとのことです。譲受人は新規就農者とのことで、機械等は準備しておりませんが、これから準備するとのことです。価格については双方で話し合い、合意したとのことです。問題ないと思われますので委員の皆さまのご審議をよろしく願います。

議長 続いて、受理番号第95号を矢部推進委員お願いします。

矢部推進委員 受理番号95号についてご説明申し上げます。

11月12日に佐藤農業委員と私と譲受人の3人で現地調査を行いました。

譲渡人は家庭菜園程度で水田は親戚に任せています。譲受人も定年退職後就農しましたが、水田は親戚に任せています。今回の申請は畦畔を取り除いて1枚の田にしたため、借りていた農地を買い取るものであります。価格は双方で決めたものであり問題ないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしく願います。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等無し)

議 長 それではお諮りいたします。

議案第 47 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 47 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第 48 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 有我係長 説明

議 長 続いて、調査委員の説明を求めます。受理番号第 5 号を小林推進委員お願いします。

小林推進委員 受理番号第 5 号について説明申し上げます。

11 月 16 日に三島木農業委員、吉田農業委員と現地調査を行いました。

本件は自宅を建て替えるにあたり、現在の土地では進入路確保が難しいための申請となります。現地については畑となっており、近隣農家に影響を及ぼすような場所ではないと思います。委員の皆さまのご審議をよろしく願います。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等なし)

議 長 それではお諮りいたします。

議案第 48 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 48 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第 49 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 有我係長 説明

議 長 続いて、調査委員の説明を求めます。受理番号第 20 号を矢部推進委員お願いします。

矢部推進委員 受理番号第 20 号について説明申し上げます。

対象地は令和7年にプラウ耕でセシウム対策をし、牧草地に黒毛和牛を放牧予定となっております。牛を放牧するにあたっては隣接地に迷惑にならないように了解を得ながらやるそうです。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続いて、受理番号第21号を有我推進委員お願いします。

有我推進委員 受理番号21号についてご説明申し上げます。

11月11日に村上農業委員と鈴木農業委員と私の3人で現地調査を行いました。

譲渡人と譲受人は親子関係であり、住宅を建築するために本申請が出されたものであります。この農地は集団性を阻害するものではなく、外構工事等適切におこなうため、農地に与える影響はないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続いて、受理番号第22号を塩田農業委員お願いします。

塩田農業委員 受理番号22号についてご説明申し上げます。

11月11日に橋本農業委員と私と海野推進委員で現地調査を行いました。

譲渡人は相続で土地を引き継ぎましたが、農家ではないため、田は貸出ししており、畑は自家菜園のみです。今回の土地は使用していなかった畑であり、土地の有効利用ということで今回の太陽光発電への転用ということです。許可上問題ないと思われますので、委員の皆さまのご審議よろしく申し上げます。

議長 続いて、受理番号第23号を加藤推進委員お願いします。

加藤推進委員 受理番号23号についてご説明申し上げます。

11月10日に関根農業委員2人と私の3人で現地調査を行いました。

譲渡人と譲受人は祖父と孫の関係にあり、同じ敷地内で生活をしています。申請地は住宅と隣接しているため、道路からの進入路の拡大及び駐車場等、住宅敷地として利用したいそうです。敷地内は3世代で生活しており、会社が休みの時には農業を手伝っております。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

塩田農業委員 20号の賃借料についてですが、12.1円/㎡とあるのは、転用する面積に対

しての賃料でしょうか。

事務局 全ての農地面積に対しての賃料になります。

議長 その他ございませんか。それではお諮りいたします。

議案第 49 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」
異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 49 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請
適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第 50 号「遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について」
を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 鈴木主任 説明

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。受理番号 9 号を半澤推進委員お願い
いたします。

半澤推進委員 受理番号 9 号について説明申し上げます。

申請地の周りの農地も遊休農地となっており、田としての機能を有さないため
農地として復元し営農を再開することが極めて困難であると判断しましたので委
員の皆さまの審議をお願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等無し)

議長 それではお諮りいたします。

議案第 50 号「遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について」異議のな
い農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 50 号「遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定
について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第 51 号「令和 6 年度農地利用状況調査結果に基づく非農地判
断について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 鈴木主任 説明

議長 続いて、本件につきましては、10月7日に開催いたしました常任委員会の
会議において議論がなされていますので、常任委員会副委員長から経緯等につ
いての説明をお願いします。

松川副委員長 農地利用状況調査結果に基づく非農地判断について、常任委員会で審議した結果、全員一致で決定しましたので、皆様の審議をよろしくお願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等無し)

議長 それではお諮りいたします。

議案第 51 号「令和 6 年度農地利用状況調査結果に基づく非農地判断について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 51 号「令和 6 年度農地利用状況調査結果に基づく非農地判断について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、報告事項に入ります。

報告第 33 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」 2 件です。

議長 以上で、本日の提出案件の審議はすべて終了いたしました。

その他、皆さんから何かございませんか。

事務局（吉田係長） 令和 6 年度農政懇談会の開催について説明した。

（鈴木主任） 遊休農地利用意向調査の実施について説明した。

議長 他になければ、これにて令和 6 年第 11 回須賀川市農業委員会総会を閉会といたします。慎重審議、お疲れ様でした。